

訪問看護

	介護保険新報酬	(改定前)	増減	介護予防新報酬	(改定前)	増減
20分未満	314 /回	313	1	303 /回	302	1
30分未満	471 /回	470	1	451 /回	450	1
30分以上1時間未満	823 /回	821	2	794 /回	792	2
1時間以上1時間30分未満	1128 /回	1125	3	1090 /回	1087	3
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	294 /回	293	1	284 /回	283	1

加算	令和6年6月～	(改定前)	増減	
口腔連携強化加算	50 /回(月1回)	新設		
初回加算(Ⅰ)	350 /月	新設		
初回加算(Ⅱ)	300 /月	(Ⅰ)追加		
ターミナルケア加算	2500 /死亡月	2000	500	※業務継続計画未実施減算、高齢者虐待防止措置未実施減算は基準型となり、減算の対象外となります。
緊急時訪問加算(Ⅱ)	574 /月	(Ⅱ)算定のため変更なし		
退院時共同指導加算	600 /回	条件変更	-	
(介護予防)理学療法士等 12か月越え減算	(5) /回	条件変更		※理学療法士等の訪問が看護師の訪問件数を超過している場合の減算についても対象外となります。
早朝・夜間	25%	変更なし	-	
深夜	50%	変更なし	-	※表内の数値は基本的には単位で記載しています。「%」と記載されているものは、所定単位数に数値を加算します。
複数名訪問加算(Ⅰ)30分未満	254 /回	変更なし	-	
複数名訪問加算(Ⅰ)30分以上	402 /回	変更なし	-	※請求金額は1単位あたり、6級地 10.42円となります。
長時間訪問看護加算	300 /回	変更なし	-	
特別管理加算(Ⅰ)	500 /月	変更なし	-	
特別管理加算(Ⅱ)	250 /月	変更なし	-	
サービス提供体制加算(Ⅰ)	6 /回	変更なし	-	